証券コード　3934
平成30年６月５日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町一丁目５番18号
株式会社ベネフィットジャパン
代表取締役社長　佐　久　間　　寛

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３Ｆ　北浜フォーラム　Ｂ・Ｃ室

３．目的事項
報告事項
１．第22期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第22期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.benefitjapan.co.jp/）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.benefitjapan.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、企業収益の改善、設備投資の持ち直し等により緩やかな回復基調で推移しており、また個人消費についても緩やかな回復傾向が続いております。しかしながら、米国の政策運営や北朝鮮問題をはじめとする地政学的リスク等から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属するＭＶＮＯ市場の中でも、独立系ＭＶＮＯがＳＩＭカードを活用し、独自の料金プランで様々なサービスを提供する、独自サービス型ＳＩＭの市場規模は、新勢力がシェアを拡大させ、平成29年９月末時点において前年比42.1%増の934万回線となり、携帯電話（３Ｇ及びＬＴＥ）契約数に占める独自サービス型ＳＩＭの契約数比率は5.7%に高まりました。今後についてはＩｏＴ向けの需要拡大が期待されており、平成30年３月末時点における独自サービス型ＳＩＭの総契約回線数は1,075万回線と予測されております。（MM総研調べ）

また、タブレット市場において、タブレット端末の出荷台数は、平成25年度（年度は４月～翌年３月。以下同じ。）に713万台、平成26年度に919万台へと大きく伸長してきましたが、平成27年度に895万台、平成28年度に866万台となり、２年連続で出荷台数が減少しました。スマートフォンの普及によりタブレット端末の新規需要そのものが減退していることに加え、携帯電話キャリアのＬＴＥモデルの販売がやや伸び悩んだことなどが原因として挙げられます。しかしながら、今後はＷｉｎｄｏｗｓタブレットのニーズが増加する影響などを受けて再び拡大に転じる見込みであり、平成29年度には前年比3.6%増の897万台、平成31年度には1,000万台近くまで拡大すると推計されております。（ＩＣＴ総研調べ）

ロボット産業において、特に成長が期待されるサービスロボット分野の市場規模は、東京オリンピックを迎える2020年には１兆円に達すると予測されております。（株式会社野村総合研究所調べ）また、サービスロボットの中でも活用シーンが「家庭」・「店舗」・「オフィス」等多彩であるコミュニケーションロボットが注目されており、今後の市場規模拡大が期待されております。

このような状況の中、当社グループは、『情報通信サービスを中心にお客様のライフスタイルをもっと楽しく便利に！』を経営方針として掲げ、大都市圏と地方とのＩＴリテラシー格差をなくすことを目的として、下記の３点において競合他社との差別化を図りながら、ＭＶＮＯ事業を中心とした事業活動を行いました。

Ⅰ. 当社グループは、潜在顧客を中心に需要を掘り起こしてきた結果、大都市である東名阪以外での顧客が９割強を占める結果となりました。
Ⅱ. 現在、格安ＳＩＭや格安スマホがＭＶＮＯ業界の主力商品である中、当社グループはモバイルＷｉＦｉと説明型商品であるデバイス（タブレットorパソコン）を中心に販売を行ってまいりました。
Ⅲ. 当社グループの販売方法について、家電量販店の店頭やＷＥＢでの販売が中心ではなく、地方や郊外を中心としたショッピングモール等で、20年のキャリアで培ってきた当社グループの最大の特長である「コミュニケーションセールス」による催事販売を行ってまいりました。

さらに新しい商材として、家庭向けコミュニケーションロボット「ロボホン」の販売を当連結会計年度より本格的に開始しました。家庭向けコミュニケーションロボットについては、ロボット展の開催、ＡＩの発達などロボットやＡＩに注目が集まっていることで、お客様の関心が高く、今後の需要拡大が見込める商品と捉えております。

自社サービスであるＭＶＮＯ事業におけるオンリーモバイルの通信利用料、オンリーオプションのサービス利用料、天然水宅配事業における天然水利用料について、いずれもストック型の課金モデルとなっているため、会員数の拡大を実現することで、継続的かつ安定的に発生する月額の利用料金等の収益を増大する収益構造であります。現在、当社グループのストック収入は順調に増加しており、事業基盤を支える安定収益源となっております。

その結果、当連結会計年度の業績は売上高5,172,691千円（前年同期比23.5％増）、営業利益761,869千円（同11.7％増）、経常利益739,235千円（同11.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益509,909千円（同11.9％増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、一部の費用配分方法を変更しております。前年同期比較にあたっては、前連結会計年度の実績を変更後の配分方法に組み替えて行っております。

【ＭＶＮＯ事業】

オンリーモバイルにおきましては、通信速度に優れたＫＤＤＩ（ＷｉＭＡＸ）回線の取り扱いを開始したこと、Ｏｎｌｙ　Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅ　Ｐｌａｎ（注）の導入等が代理店数及び代理店の販売台数の増加に繋がり、当連結会計年度末における会員数が期末想定会員数の35,000人を大幅に上回る前年同期比64.9％増の43,500人超（ロボホンの会員数を含む）となりました。売上高は販売台数及び会員数の増加により前年同期比46.4％増となり、営業利益は代理店手数料などの会員獲得コストが増加したため前年同期比27.7％増に留まりましたが、会員数が想定よりも増えたことで将来の安定した収益源となるストック収入の増加に繋がることとなります。また、平成28年12月より販売を開始した家庭向けコミュニケーションロボット「ロボホン」については、当連結会計年度より主力商材として商業施設等でコミュニケーションセールスによる催事販売を開始し、顧客の関心も高いことから、販売台数が増加しつつあり、当連結会計年度末における会員数は2,500人超となりました。また、シャープ株式会社の協力のもと、シャープのロボホンの公式サイトに当社のイベントスケジュールが掲載されることになり、当社のイベント会場により多くの来客が期待されます。

オンリーオプションにおきましては、ロボホンの安心サービスの提供を開始したこと、また、引き続きモバイルデータ通信サービスのオプションサービスとして獲得を行ったことで、会員数が51,700人超となりました。

その結果、売上高4,144,003千円（前年同期比46.4％増）、営業利益751,749千円（同27.7％増）となりました。

【契約加入取次事業】

契約加入取次事業におきましては、ＭＶＮＯ事業に販売員のシフトを完了させたことにより、売上高、営業利益とも減少しております。自社サービスの販売時にクレジットカードをお持ちでない顧客に対して口座振替での契約加入取次を行っておりましたが、取引先の口座振替によるサービスの終了またはコミッションの減額等により、現在は新規の獲得が大幅に縮小しております。

その結果、売上高224,943千円（前年同期比57.0％減）、営業利益79,713千円（同49.5％減）となりました。

【天然水宅配事業】

天然水宅配事業におきましては、引き続きＭＶＮＯ事業においてクロスセルによる営業活動を行いました。新規販売台数は減少したものの、獲得コストを抑えることができ、その結果、売上高474,140千円（前年同期比12.7％減）、営業利益140,560千円（同3.4％増）となりました。

【その他事業】

その他事業におきましては、引き続き、ハウスベンダー事業等を行った結果、売上高329,604千円（前年同期比12.3%増）、営業利益11,501千円（同12.6%減）となりました。

（注）「Ｏｎｌｙ　Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅ　Ｐｌａｎ」とは、当社傘下代理店が企画したサービスや価格を反映し、代理店のオリジナルサービスとして顧客に回線提供を行うプランであります。

セグメント別売上高

セグメント区分	第22期（平成30年３月期）（当連結会計年度）	
	金額	構成比
ＭＶＮＯ事業	4,144,003千円	80.1%
契約加入取次事業	224,943	4.3
天然水宅配事業	474,140	9.2
その他事業	329,604	6.4
合計	5,172,691	100.0

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と総額1,200,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は800,000千円であります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第19期 (平成27年３月期)	第20期 (平成28年３月期)	第21期 (平成29年３月期)	第22期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高(千円)	－	4,221,906	4,189,947	5,172,691
経常利益(千円)	－	520,077	660,649	739,235
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	374,750	455,636	509,909
１株当たり当期純利益（円）	－	220.51	78.02	86.97
総資産(千円)	－	3,143,524	3,344,461	4,249,171
純資産(千円)	－	1,995,210	2,454,844	2,970,011
１株当たり純資産額（円）	－	1,026.34	419.44	505.13

(注) １．当社では、第20期より連結計算書類を作成しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
４．当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第19期 (平成27年３月期)	第20期 (平成28年３月期)	第21期 (平成29年３月期)	第22期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売上高(千円)	3,507,765	3,682,560	3,680,114	4,735,362
経常利益(千円)	254,002	436,376	556,136	641,897
当期純利益(千円)	123,506	295,818	379,043	435,212
１株当たり当期純利益（円）	72.91	174.07	64.90	74.23
総資産(千円)	2,434,957	3,100,368	3,232,028	4,203,765
純資産(千円)	1,366,742	2,117,960	2,501,000	2,941,470
１株当たり純資産額（円）	806.81	1,089.49	427.32	500.28

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
３．当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ライフスタイルウォーター	90,000千円	100%	天然水宅配販売
イープレイス株式会社	3,000千円	100%	スマートフォン契約加入取次販売

(4) 対処すべき課題

ＩｏＴ、ＡＩ、ロボット等の登場によりテクノロジーが急速に進化しておりますが、その恩恵を享受するのは一部の情報リテラシーが高い方など限定的であり、より多くの人々が高性能・高機能な商品・サービスを体験するきっかけを作ることで、当社グループがテクノロジーを社会に広げる架け橋（チャネル）になると考えております。そこで、当社グループは、「全ての人々にテクノロジーの恩恵をもたらすこと」を使命ととらえ、中長期的な成長を図るため、以下４点を主な経営課題として認識しております。

① 商品の拡充・強化

新たなテクノロジーの進化により、新たな商品・サービスが登場し、顧客のニーズはますます多様化しており、今後更なる商品の拡充・強化に取り組んでいく必要があります。そのため、以下３点について重点的に取り組み、付加価値の高いオリジナル商品を開発し提供してまいります。

Ⅰ.ＶＲ商品、ＡＩスピーカー等の新たなハードの取扱い

Ⅱ.インターネットをより楽しく便利に利用できるアプリ・コンテンツの充実

Ⅲ.ハード・ソフト・通信回線との様々な組み合わせによる独自のサービスを展開

② 人材の育成・増強

当社グループの今後の成長のためには、当社グループの従業員が「販売のプロフェッショナル」を目指し、顧客の多様なニーズへ対応できる提案力向上に資する研修を行うほか、ホスピタリティを持った接客を更に浸透させるためのおもてなし研修等を実施することに加え、従業員の報酬制度の見直し等の施策により、従業員満足度を向上させ、長期的に当社グループで活躍できる人材を育成・確保し、販売分野におけるリーディングカンパニーを目指します。

また、当社グループの代理店においても、引き続きＯｎｌｙ　Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅ　Ｐｌａｎの更なる拡大、新たな商品・サービスや販売ノウハウの提供、催事場所の斡旋等の販売活動の支援実施に加え、当社グループの理念・ビジョンの共有を行うことで、当社グループの代理店として継続的に販売活動できる体制を構築してまいります。

③　催事可能店舗の拡大

当社グループは、今後の更なる成長のために、当社グループと顧客との接点である催事可能店舗の拡大が必要不可欠であると認識しております。そのためには、以下３点に注力し話題性のある商品、イベントを企画・出店することで催事可能店舗の拡大に努めてまいります。

Ⅰ．当社グループのオリジナル商品をメーカーと共同開発

Ⅱ．限定モデルのイベントを開催することで集客力を向上

Ⅲ．百貨店等でＩｏＴやロボットコーナーを設置し販売

④　顧客のファン化

当社グループが今後更なる成長をするためには、当社グループの既存会員に対する施策が重要課題であると認識しており、当社グループの会員が更に快適・便利に利用できる様々な新商品・サービスを積極的に提案し会員の継続率向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ＭＶＮＯ事業	モバイルデータ通信サービス、インターネットオプションサービス及びコンテンツの提供
契約加入取次事業	モバイルデータ通信サービス等の契約加入取次
天然水宅配事業	天然水宅配サービス

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

①　当社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市
東京事業所	東京都品川区
大阪事業所	大阪府大阪市

②　子会社

名称	所在地
株式会社ライフスタイルウォーター	大阪府大阪市
イープレイス株式会社	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
MVNO	60 (－) 名	5 (－)
契約加入取次	－ (－)	－ (－)
天然水宅配	1 (7)	△1 (－)
その他	2 (1)	－ (－)
全社（共通）	44 (13)	2 (2)
合計	107 (21)	6 (2)

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106 (14) 名	８名増（２名増）	30.2歳	5.5年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社紀陽銀行	100,000
株式会社滋賀銀行	49,980
株式会社みずほ銀行	16,650

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　20,000,000株

（注）平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は10,876,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　5,880,000株（うち自己株式324株）

（注）１．平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は3,902,700株増加しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は27,150株増加しております。

③ 株主数　　1,713名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐久間寛	1,552,500 株	26.40%
有限会社サクマジャパン	1,221,000	20.76
株式会社アイ・イーグループ	876,000	14.89
株式会社ＳＢＩ証券	343,200	5.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	269,400	4.58
株式会社ブロードピーク	209,400	3.56
NOMURA PB NOMINEES LIMITED（常任代理人　野村證券株式会社）	137,200	2.33
吉本正人	69,000	1.17
志野文哉	55,700	0.94
佐久間範子	45,000	0.76

（注）持株比率は自己株式（324株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成26年７月15日	平成27年３月17日
新株予約権の数		10,600個	15,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 31,800株 (新株予約権１個につき ３株)	普通株式 45,150株 (新株予約権１個につき ３株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 600円 (１株当たり 200円)	新株予約権１個当たり 600円 (１株当たり 200円)
権利行使期間		平成28年７月23日から 平成36年６月22日まで	平成29年３月18日から 平成37年３月16日まで
行使の条件		(注) ２	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 2,700個 目的となる株式数 8,100株 保有者数 ２名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) １．平成29年７月１日付で行った１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．行使の条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2)新株予約権の相続はこれを認めない。

(3)その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(4)譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐久間　寛	株式会社ライフスタイルウォーター代表取締役社長
常務取締役	吉本正人	営業本部長兼東日本事業部長 イープレイス株式会社代表取締役社長
取締役	松下正則	管理本部長兼総務部長 株式会社ライフスタイルウォーター取締役
取締役	長谷川直文	営業本部西日本事業部長
取締役	吉田憲正	
常勤監査役	竹井一茂	株式会社ライフスタイルウォーター監査役
監査役	平野惠稔	弁護士法人大江橋法律事務所　パートナー
監査役	三嶋政美	税理士法人ＣＲＯＳＳＲＯＡＤ　代表社員

（注）１．取締役吉田憲正氏は、社外取締役であります。
２．監査役平野惠稔氏及び三嶋政美氏は、社外監査役であります。
３．監査役三嶋政美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役吉田憲正氏、監査役平野惠稔氏及び三嶋政美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1）	68,936千円 (3,000)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	6,600 (3,000)
合計 （うち社外役員）	8 （3）	75,536 (6,000)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．上記のほか、使用人兼務取締役（３名）の使用人分給与（賞与を含む。）を19,563千円支払っております。

3．取締役の報酬限度額は、平成27年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成11年５月25日開催の第３回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金の繰入額2,000千円（取締役２名に対し2,000千円）。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役吉田憲正氏は、他の法人等の重要な兼職は行っておりません。

・監査役平野惠稔氏は、当社が顧問契約している弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーでありますが、当社の顧問業務には一切関与しておりません。

・監査役三嶋政美氏は、税理士法人ＣＲＯＳＳＲＯＡＤ代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　吉　　田　　憲　　正	当事業年度に開催された取締役会15回開催のうち全てに出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　平　　野　　惠　　稔	当事業年度に開催された取締役会15回開催のうち14回に出席、監査役会12回開催のうち全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役　三　　嶋　　政　　美	当事業年度に開催された取締役会15回開催のうち14回に出席、監査役会12回開催のうち11回に出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議（1回）がありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項に定める同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、「BJグループ行動規範」を率先垂範するとともに当社グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守に努める。

(b) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「BJグループ行動規範」の徹底を推進する。

(c) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制として内部通報窓口を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた内部通報窓口担当者は直ちに内容を調査するとともにコンプライアンス委員会に報告を行う。報告内容をもとに、コンプライアンス委員会は再発防止策を検討し、全社的に再発防止策を実施させる。

(d) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、「情報管理規程」に基づき、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。

(b) 取締役は、重要な文書等の情報を法令ならびに「文書管理規程」及びそれに関連する各規程及びマニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録又は保存管理し、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。

(b) 当社はリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。

(c) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

(d) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、原則として毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(b)　取締役会は、当社グループの中期経営計画ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。

(c)　迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、経営会議を毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営課題の検討および報告を行う。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)　子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「BJグループ行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。

(b)　当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(c)　監査役は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社グループ各社に報告する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、当該使用人の取締役からの独立性確保に努めることとする。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(a)　監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、代表取締役および業務執行担当取締役より業務執行状況の報告を受ける。

(b)　監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況について報告する。

(c)　取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとする。

(d)　取締役は、「内部通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的または随時に意見交換を実施する。

(b)　監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて独自に外部の専門家の助言を受けることができる。

(c)　監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

イ．当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「BJグループ行動規範」を定めるとともに全役職員に周知徹底を図っております。

ロ．当社は、コンプライアンス意識の向上として、使用人に対して年１回以上コンプライアンス研修を実施、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、当社に関連する法令遵守についての認識強化、関連法令の改正があった場合についてはその改正点の確認を実施し、さらなる法令遵守の認識を深めております。業務上の課題の洗い出しや問題点の検討、審議した結果について部門責任者へ通達し、改善に向けた取り組み内容について、部門責任者から報告を受け、取り組み内容の進捗確認を実施しております。

また、当社は不正行為等の防止、早期発見及び是正のための内部通報制度を設けております。

ハ．当社は、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を年２回、上期と下期にそれぞれ開催し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえた当社全体に関わるリスクを把握・評価し当社グループ全体のリスク管理を行っております。

ニ．取締役は、取締役会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。意思決定及び報告については、「取締役会規則」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行っております。

ホ．社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席を通じて、内部統制の構築及び運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室、取締役と定期的に情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。

ヘ．内部監査室は、内部監査計画に基づき当社グループの内部統制の整備・評価を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告、必要に応じ、監査役と連携を図り改善策の指導・支援を実施しております。

ト．反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制を整備し、契約書等への反社会的勢力排除条項の記載を継続しております。

チ．当社は当事業年度において、代表取締役社長含む全役職員を対象として、インサイダー取引防止のための社内研修を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上にも努めております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,055,376**	**流動負債**	**1,246,396**
現金及び預金	496,915	支払手形及び買掛金	189,682
受取手形及び売掛金	435,472	短期借入金	400,000
割賦売掛金	2,929,752	１年内返済予定の長期借入金	66,630
商品	240,559	リース債務	20,984
繰延税金資産	60,656	未払金	332,599
その他	23,137	未払法人税等	141,437
貸倒引当金	△131,117	賞与引当金	30,553
固定資産	**193,795**	役員賞与引当金	2,000
有形固定資産	**44,771**	販売促進引当金	824
建物附属設備	16,516	短期解約損失引当金	1,317
工具器具備品	7,111	その他	60,367
リース資産	21,142	**固定負債**	**32,763**
無形固定資産	**20,635**	リース債務	958
その他	20,635	資産除去債務	31,805
投資その他の資産	**128,388**	**負債合計**	**1,279,159**
投資有価証券	3,000	（純資産の部）	
長期貸付金	56,102	**株主資本**	**2,970,011**
その他	149,833	**資本金**	**609,119**
貸倒引当金	△80,546	**資本剰余金**	**232,500**
		利益剰余金	**2,128,736**
		自己株式	**△345**
		純資産合計	**2,970,011**
資産合計	**4,249,171**	**負債純資産合計**	**4,249,171**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,172,691**
売上原価		**2,013,030**
売上総利益		**3,159,660**
販売費及び一般管理費		**2,397,791**
営業利益		**761,869**
営業外収益		
受取利息及び配当金	274	
貸倒引当金戻入額	675	
受取事務手数料	718	
その他	314	1,981
営業外費用		
支払利息	2,714	
支払手数料	8,400	
上場関連費用	13,501	24,616
経常利益		**739,235**
税金等調整前当期純利益		**739,235**
法人税、住民税及び事業税	237,526	
法人税等調整額	△8,200	229,325
当期純利益		**509,909**
親会社株主に帰属する当期純利益		**509,909**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	606,404	229,785	1,618,827	△173	2,454,844	2,454,844
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			509,909		509,909	509,909
新株の発行（新株予約権の行使）	2,715	2,715			5,430	5,430
自己株式の取得				△172	△172	△172
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					―	―
当連結会計年度変動額合計	2,715	2,715	509,909	△172	515,167	515,167
当連結会計年度末残高	609,119	232,500	2,128,736	△345	2,970,011	2,970,011

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,940,884**	**流動負債**	**1,192,295**
現金及び預金	425,985	支払手形	707
受取手形	4,031	買掛金	170,510
売掛金	389,850	短期借入金	400,000
割賦売掛金	2,929,752	1年内返済予定の長期借入金	66,630
商品	240,559	未払金	323,825
前払費用	13,507	未払費用	9,258
繰延税金資産	59,555	預り金	40,272
その他	6,345	賞与引当金	30,152
貸倒引当金	△128,701	役員賞与引当金	2,000
固定資産	**262,881**	未払法人税等	135,250
有形固定資産	**23,340**	販売促進引当金	824
建物附属設備	16,516	短期解約損失引当金	1,317
工具器具備品	6,823	その他	11,545
無形固定資産	**20,276**	**固定負債**	**70,000**
その他	20,276	関係会社長期借入金	70,000
投資その他の資産	**219,264**	**負債合計**	**1,262,295**
関係会社株式	93,000	（純資産の部）	
長期貸付金	56,102	**株主資本**	**2,941,470**
関係会社長期貸付金	74,922	**資本金**	**609,119**
差入保証金	75,730	**資本剰余金**	**232,500**
保険積立金	39,124	資本準備金	232,500
その他の投資	25,664	**利益剰余金**	**2,100,196**
貸倒引当金	△145,281	その他利益剰余金	2,100,196
		繰越利益剰余金	2,100,196
		自己株式	**△345**
資産合計	**4,203,765**	**純資産合計**	**2,941,470**
		負債純資産合計	**4,203,765**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,735,362**
売上原価		**1,826,846**
売上総利益		**2,908,516**
販売費及び一般管理費		**2,250,778**
営業利益		**657,737**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,555	
業務代行収入	1,200	
貸倒引当金戻入額	4,921	
その他	2	7,679
営業外費用		
支払利息	1,399	
社債利息	218	
支払手数料	8,400	
上場関連費用	13,501	23,519
経常利益		**641,897**
税引前当期純利益		**641,897**
法人税、住民税及び事業税	213,325	
法人税等調整額	△6,640	206,685
当期純利益		**435,212**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	606,404	229,785	229,785	1,664,983	1,664,983	△173	2,501,000	2,501,000
当期変動額								
当期純利益				435,212	435,212		435,212	435,212
新株の発行（新株予約権の行使）	2,715	2,715	2,715				5,430	5,430
自己株式の取得						△172	△172	△172
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							―	―
当期変動額合計	2,715	2,715	2,715	435,212	435,212	△172	440,470	440,470
当期末残高	609,119	232,500	232,500	2,100,196	2,100,196	△345	2,941,470	2,941,470

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社ベネフィットジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィットジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社ベネフィットジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」及び日本公認会計士協会の実務指針に従って整備・運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月17日

株式会社　ベネフィットジャパン　監査役会

常勤監査役　竹　井　一　茂　㊞
監査役(社外監査役)　平　野　惠　稔　㊞
監査役(社外監査役)　三　嶋　政　美　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開及び経営基盤強化を踏まえた上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金８円　総額は47,037,408円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月27日

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を１名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
うめもと　かずのり 梅本　和典 (昭和26年10月１日生)	昭和49年３月　ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 平成19年５月　同社　専務執行役コントロール担当兼電子マネー事業責任者 平成23年５月　イオンディライト株式会社　代表取締役社長兼社長執行役員 平成25年３月　イオンリテール株式会社　代表取締役社長 平成27年２月　同社　取締役会長 平成28年５月　一般社団法人おもてなしＩＣＴ協議会　副理事長（現任） 平成28年６月　ソフトバンク株式会社　顧問（現任） 平成29年６月　イオンディライト株式会社　顧問（現任） 一般社団法人地域コミュニティ協議会　特別顧問（現任）	－株

（注）１．梅本和典氏は、新任の社外取締役候補者であります。

２．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．梅本和典氏を社外取締役候補者とした理由は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためであります。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくべく、社外取締役候補者として選定しました。

４．梅本和典氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

５．梅本和典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成27年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は４名です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）対象取締役は、３年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（６）上記（５）に規定する場合においては、当社は、上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（７）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３Ｆ
北浜フォーラム　Ｂ・Ｃ室
ＴＥＬ（06）6202－2311

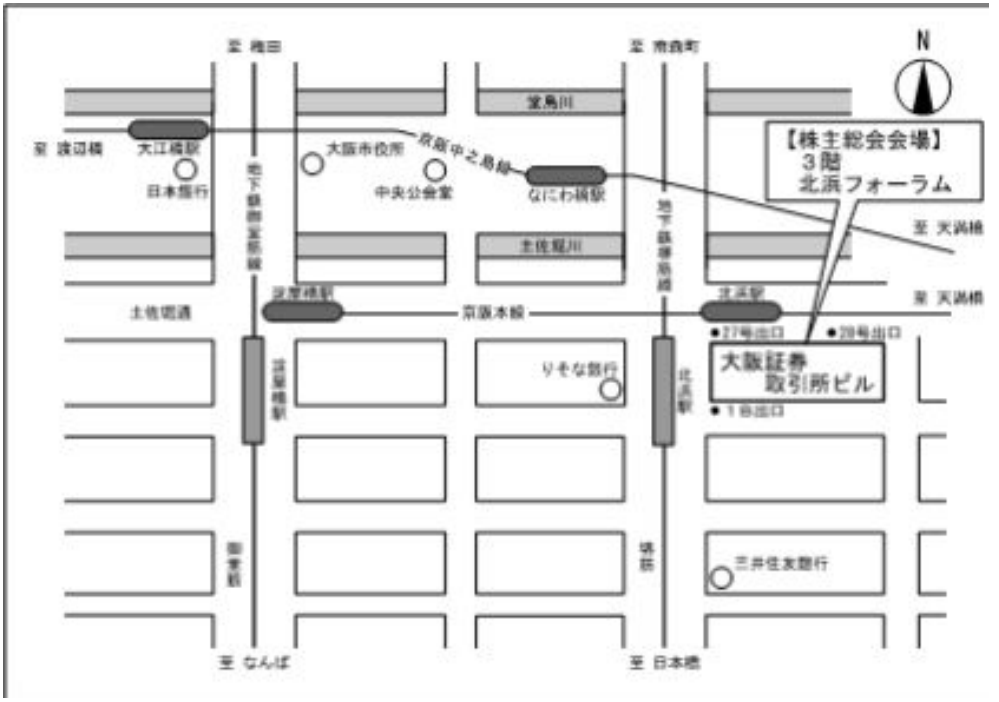

［交通のご案内］
・地下鉄堺筋線北浜駅下車　１Ｂ出口（地下道直結）
・京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約７分
27号出口（地下道直結）
・京阪中之島線なにわ橋駅（４番出口）徒歩約４分

FSC ミックス FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK